



宅建ひろしま

TAKKEN HIROSHIMA

ニュースレター 2009-No. 10

【平成21年11月24日発行】

(社) 広島県宅建物取引業協会

(社) 全国宅建物取引業保証協会広島本部

広島市中区昭和町11番5号

TEL (082) 243-0011

FAX (082) 243-9917

11 NOVEMBER

撮影：下岡 彰(東支部)

CONTENTS

広島県宅建協会は公益社団法人を目指しています。

- P1 ・「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の本格施行に際しての留意事項
- P2 ・全宅連版「わかりやすい重要事項説明書・売買契約書の書き方」追補版頒布
 - ・国土利用計画法に基づく事後届出制度（お知らせ）
- P3 ・公益法人制度改革について
- P4 ・支部行事報告（尾道支部）
 - ・交流の広場！！（尾道支部）
- P6 ・不動産取引紛争事例
 - ～業者でない一般人に対する報酬額規制～
- P7 ・不動産広告Q & A
 - ～特定事項の明示義務～その1 物理的な瑕疵
- P10 ・お悩み解決！相談窓口道しるべ No.6
 - ～広島つくしの会（クレジット・サラ金被害者の会）～
- P12 ・『登録実務講習』・『登録講習』のご案内
- P14 ・会員の動き
- P17 ・支部だより（中支部）
- P18 ・HELLO！会員さん！（中支部）

『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』 の本格施行に際しての留意事項

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行に伴い、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」が一部改正され、下記のとおり瑕疵担保責任の履行に関する措置として住宅販売瑕疵担保保証金の供託を行う場合の契約時に交付する書面に記載すべき事項について追加がなされました。

第37条第1項第11号関係

瑕疵担保責任又は当該責任の履行に関する措置について

本号の規定により契約時に交付する書面に記載すべき宅地建物の瑕疵担保責任又は当該責任の履行に関して講ずべき措置の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 瑕疵担保責任の内容について、定めがあるときは、宅地建物の構造部分、設備、仕上げ等についてその範囲、期間等の具体的内容
- (2) 規則第16条の4の2第1号から第3号までに掲げる瑕疵担保責任の履行に関する措置を講ずる場合には、次に掲げる事項

- ① 保証保険契約又は責任保険契約にあっては、当該保険を行う機関の名称又は商号、保険期間、保険金額及び保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲
- ② 保証保険又は責任保険の付保を委託する契約にあっては、当該保険の付保を受託する機関の名称又は商号、保険期間、保険金額及び保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲
- ③ 保証委託契約にあっては、保証を行う機関の種類及びその名称又は商号、保証債務の範囲、保証期間及び保証の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲

当該措置の内容を記載することに代えて、当該措置に係る契約の締結等に関する書類を別添することとして差し支えない。

- (3) 規則第16条の4の2第4号に掲げる瑕疵担保責任の履行に関する措置を講ずる場合には、次に掲げる事項

- ① 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をする供託所の表示及び所在地
- ② 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第6条第1項の販売新築住宅については、同項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合

※資料希望の方は各支部で配布します。(コピー代は必要です。)

住宅瑕疵担保 履行法 Q&A

平成21年10月1日以降に
新築住宅を販売する場合、
保証加入等が必要です！



国土交通省 国土政策局 宅地建物取引業課

先般配布しています「住宅瑕疵担保履行法 Q&A」もご参考ください。

■具体的な契約書の雛形については、下記のとおり全宅連より通知がありました。
詳細については、次ページ 全宅連版「わかりやすい売買契約書の書き方」をご入手ください。

(記載例) 宅地若しくは建物を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置

①住宅販売瑕疵担保保証金の供託をする場合

(1) 宅地若しくは建物を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置 (第18条)

宅地若しくは建物の瑕疵を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置	<input type="checkbox"/> 住宅販売瑕疵担保責任保険契約	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅販売瑕疵担保保証金の供託
	措置の概要 住宅販売瑕疵担保履行法第11条第1項に規定する住宅販売瑕疵担保保証金の供託を予定している供託所の名称及び所在地 名称：〇〇法務局 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	

②住宅販売瑕疵担保責任保険契約の申込みをしている場合

(1) 宅地若しくは建物を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置 (第18条)

宅地若しくは建物の瑕疵を担保すべき責任に関する保証保険契約等の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅販売瑕疵担保責任保険契約	<input type="checkbox"/> 住宅販売瑕疵担保保証金の供託
	措置の概要は、別添特約条項、保険契約書による。	

措置の概要である①保証・保険を行う機関の名称又は商号、②保証・保険期間、③保証債務の範囲・保険金額、④保証・保険の対象となる宅地建物の瑕疵の範囲について保証保険機関から示された特約条項、保険契約書に基づいて添付若しくは記載する必要があります。

※解説については、分冊②解説編P125をご参照ください。

(瑕疵を担保すべき資力確保措置)

第18条

本物件建物は新築住宅に該当し「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の適用があるため、売主は標記(1)に定める瑕疵を担保すべき資力確保措置を完成時起算日から10年間講ずるものとする。

2 売主が瑕疵を担保すべき資力確保措置を講ずる範囲は前条第4項に準ずるものとする。

全宅連版;雛型「わかりやすい売買契約書の書き方」より抜粋

全宅連版「わかりやすい重要事項説明書の書き方」・ 「わかりやすい売買契約書の書き方」追補版頒布

表記の件について、全宅連よりお知らせがありました。

今回改定されました追補版は全宅連のホームページ上からダウンロードできます。

(全宅連HP <http://www.zentakujp/> パスワード・ログインは会員名簿裏表紙に掲載してあります)

全宅連版「わかりやすい売買契約書の書き方」

平成21年10月1日より「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が施行され、新築住宅を販売する宅建業者については資力確保措置を講ずることが義務付けられることとなりました。

(P1『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』関連)

これに伴い全宅連策定の売買契約書のうち、「宅建業者売主用土地公簿建物新築用」の売買契約書も一部改訂し、本法律に対応できるよう書式をリニューアルいたしました。

全宅連版「わかりやすい重要事項説明書の書き方」

平成21年10月1日より改正宅地建物取引業法施行令が施行され、「都市再生特別措置法」があらたに重要事項説明の説明事項に追加され、「都市緑地法」「景観法」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が説明事項に追加されました。

これに伴い全宅連版の重要事項説明書書式につきましては、この度の宅建業法施行令改正に対応した追補版を作成いたしました。



※資料希望の方は各支部で配布します。(コピー代は必要です。)

国土利用計画法に基づく事後届出制度（お知らせ）

国土交通省より、取引において無届出取引防止の観点から制度についての周知のお願いがありました。

国土利用計画法について、十分なご理解の程、宜しくお願いします。

概要

平成10年9月に国土利用計画法の届出制が改正され、原則として事後届出制となりました。しかし一部において、事後届出が必要な土地取引について届出が行われていない事例が依然として見受けられます。

万が一、届出をしなかったり虚偽の届出をすると、法律で罰せられます。

(6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金)

詳しくは、国土交通省のホームページ http://tochi.mlit.go.jp/02_04.html をご覧ください。

公益法人制度改革について



▲講師の高川弁護士

1. 研修会の開催

平成 21 年 10 月 29 日(木)、広島県不動産会館 6 階研修ホールにおいて、深沢綜合法律事務所の高川佳子弁護士を講師として、県本部・支部役員を対象に公益法人制度改革研修会を開催しました。

研修会では、公益法人制度改革の概要についての説明に続き、公益法人を目指す広島県宅建協会の今後どのようなプロセスを踏んでいけばよいのか、また、公益法人となるために重要となる公益目的事業の考え方等についてわかりやすくご説明いただきました。役員

の皆様も大変熱心に聞いておられ、盛会裏に終了しました。

2. 公益法人制度改革の概要 Q&A

Q1 どうして公益法人制度改革が改正されたのですか。

A これまでの公益法人は民法に基づいて設立され(旧民法 34 条)、公益法人の設立には主務官庁の「許可」が必要でしたが法人の設立・運営の基準は各主務官庁の裁量に委ねられていました。そのため主務官庁ごとのばらつきがあった上、公益法人制度ができたのは明治 29 年で 110 年以上の年月を経るに伴い、当初「公益」を目的として設立された公益法人の中にも時間の経過とともに当初の役割を失ったり、形骸化したりしているものも出ていました。

このような弊害を是正するために新しい公益法人制度が生まれたのです。

Q2 新しい公益法人制度の概要について教えてください。

A 平成 20 年 12 月 1 日に施行された公益法人関連 3 法により、新たな公益法人制度の概要は以下のようになっております。

- 1 公益性の有無にかかわらず、一定の基準を満たせば登記のみで簡便に「一般社団法人」「一般財団法人」を設立できるようになりました。(準則主義)
- 2 「一般社団法人」「一般財団法人」のうち基準を満たしている法人は、公益認定を受けて「公益社団法人」「公益財団法人」になることができます。
- 3 既存の「社団法人」は 5 年間は「特例民法法人」として存続を認められますが、当然には新たな制度における「公益社団法人」にも「一般社団法人」にもなりません。

特例民法法人は、5 年の間に一般社団法人または公益社団法人のいずれかに移行するための手続きをする必要があり、何もしないままであると平成 25 年 11 月 30 日には解散されます。



▲研修会の様子

～次回も Q&A 方式で概要をご説明します～

支部行事報告

尾道支部《不動産フェア》

期日：平成 21 年 10 月 17 日(土)

場所：尾道駅前

コメント

平成 21 年 10 月 17 日午前 10 時より、しまなみ交流館前にて、不動産フェアとして花苗 1,500 鉢を無料配布しました。

尾道支部役員、事務局、日建不動産 宮本社長の計 10 名で尾道菓子祭りの一角をお借りしてテントを設営し、1,500 鉢の花苗を配りました。天候にも恵まれ無料ということもあってか大人気で、短時間で配りました。花苗の入れ物の表面に印刷してありますハトマーク、無料相談実施中の PR にも目を通していただければ…と期待しております。(執筆者：尾道支部 副支部長 妹尾 孝俊)



交流の広場！！

尾道支部《会員研修旅行》

期日：平成 21 年 10 月 4 日(日)～5 日(月)

場所：玉造温泉

参加者：27 名

日程：出雲大社参拝→日御碕→いずもまがたまの里伝承館→松江フォーゲルパーク→松江城天守閣お堀巡り→松江支部役員交流会→境港さかなセンター→米子御菓子の城

コメント

私たち尾道支部一行 27 名は上記の日程で、1 泊 2 日の研修旅行を実施致しました。2 日共晴天に恵まれ、往路のバス内では支部長による新公益法人制度に関する研修を受けました。4 日：ホテル玉泉での宴会も若い人が先頭で大変盛り上がり、大いに懇親の実をあげられ交流が深まりました。5 日：松江での昼食時に「松江支部役員の方 10 名との交流会も実現でき、大変有意義な旅行だったと思います。今後もこのような企画が続けられることを祈りつつ、筆を置きます。

(執筆者：尾道支部 副支部長 妹尾 孝俊)



参加者一同で記念写真

HATO mail 倶楽部

会員大募集



商品数約 200 点の中から好きな商品 1 点プレゼント

今なら、「ハトメール倶楽部」会員に新規登録いただくと **抽選で10名様に**

好きな商品が選べるギフトカタログをプレゼント!

詳しくは、**下記へアクセスして下さい!**【対象】2009年12月25日(金)までに新規登録いただいた会員様

インターネットからの登録
中四国宅建サポートセンターHPへアクセス
<http://takken-takken.jp>

携帯電話からの登録
QRコードを携帯で読み取り
アクセス



◆◆ メール会員になると ◆◆

最新情報やキャンペーン等のお得な情報が、メールでいち早く無料配信されるので便利でお得です!!
登録は無料です。
ぜひこの機会に、メール会員にご登録下さい。

ご利用しやすく

ご利用時間

午前8時30分から
午後9時まで

簡単スピーディー!
インターネットで確認!!

1件あたり

480円

1件あたり

465円

に引下げ

21年10月
から

不動産登記情報(全部事項又は所有者事項)、商業・法人登記情報(全部事項)、動産及び
債権譲渡登記事項概要ファイルに記録されている情報、地図等^注の情報の内容を
インターネットに接続されたパソコン等の画面上で確認することができます。

注:閲覧可能な登記所(地域)等については、下記のホームページを参照願います。

※お申込に際しては、必ずホームページの「ご利用の前に(利用者登録)」をお読みいただき、ご利用になる環境で当サービスが利用できることを事前にご確認ください。

会社から

自宅から

一時利用
可能

照会番号
発行

動産及び
債権譲渡登記の
概要ファイルに
記録されている情報

地図
サービス
拡大中

詳しくは、ホームページをご覧ください

<http://www.touki.or.jp/>

財団法人 民事法務協会

不動産取引紛争事例

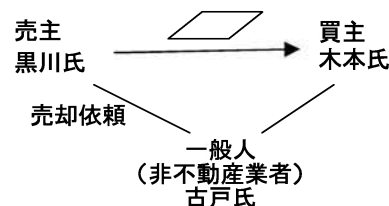


業者でない一般人に対する報酬額規制

業者でない一般私人に対して、宅地建物取引業法の報酬額の規制は、類推適用されないとした事例

〈事案の概要〉

黒川氏は、平成 11 年 9 月、所有宅地(以下「本件宅地」という。)を売却するため、諸条件の整備を古戸氏に委任するとともに、「本件宅地を売却するに当り、本件売却益に伴う税金を含め、私の手取り額を 1,000 万円で承諾することを確認致します。」との「確認承諾書」と題する書面(以下「本件報酬特約」という。)を古戸氏に差し入れた。



黒川氏は、平成 13 年 3 月、古戸氏に対し本件宅地の売却を委任した。古戸氏は、訴外木本氏に対し、本件宅地を 1,728 万円で売却し、本件委任事務を処理する費用として、黒川氏の承認の下に、弁護士費用、借家人立退料、解体費用、登記手続費用等を支払い、平成 13 年 6 月、黒川氏に対して、委任事務終了に基づく返還金として、1,000 万円を支払った。

黒川氏は、古戸氏に対し、宅建業法及び報酬告示による報酬額は 57 万円余となり、本件報酬特約のうち、この額を超える部分は無効である、また、本件報酬特約は、租税を除いた手取りで 1,000 万円を確保し、その余を古戸氏の報酬及び経費精算に充てるとの趣旨であり、黒川氏が手取りで 1,000 万円を確保するには、古戸氏から、さらに譲渡所得税と住民税の合計 400 万円余の支払を受けなければならないと主張した。

〈判決の要旨〉

- ① 宅建業法等が、報酬額の最高額を定めているのは、業者が、営業上の動機から、依頼者の無知、無経験につけ込んで、不当に高額な報酬を取得することを防止し、依頼者を保護するという目的からである。この趣旨から、免許を受けていない業者に対する取引の依頼にも、同法による規制は類推適用されると解すべきであるが、業者ではない一般私人に対する依頼の場合には、営業上の動機を考慮する必要はなく、上記規制は類推適用されないと解するのが相当であり、また、古戸氏は、報酬の対象となり得る別の作業を遂行したことが認められ、この点からも古戸氏の受任事務全体について、上記の規制が適用されるという黒川氏の主張は採用できない。
- ② 本件報酬特約に係る書面の記載は、黒川氏の受領する 1,000 万円につき、「手取り額」との文言を用いているものの、「本件売却益に伴う税金を含め」との記載と併せて読めば、古戸氏は売却代金から黒川氏に 1,000 万円を交付し、黒川氏はその中から租税等を支払い、その余の代金は古戸氏が報酬及び経費精算に充てるとの趣旨と解される。
- ③ よって、本件請求は失当であるから棄却する。

〈まとめ〉

宅地建物取引業の業務が国民生活と関係が深く、消費者に対して、適正な費用でその媒介等が行われることを保証し、その保護を図る必要性から、その対象が業として行う者であり、全くの私的關係から委任を受けた一般私人に及ぶものではないことを判示している。加えて、宅建業法による免許を受けていない業者についても類推適用されると明言していることは注目される。

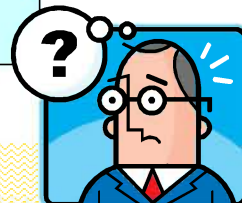


参考文献:『宅地・建物取引の判例(9)』
発行:(財)不動産適正取引推進機構

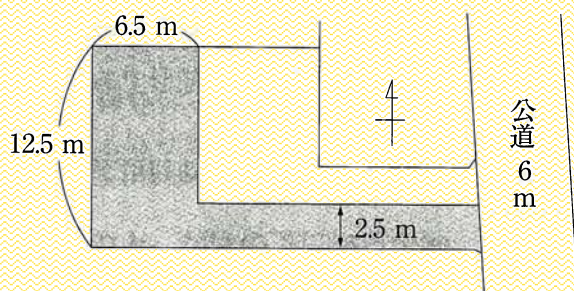


不動産広告 Q&A

特定事項の明示義務～その1“物理的な瑕疵”



Q:下図のような物件の広告原稿を作成しました。表示規約上の問題はあるでしょうか？(新聞・雑誌広告です。広告主の名称、事務所の電話番号、取引条件の有効期限は記載されているものとします)。



ヒント:敷地面積 130 m²のうち、概ね 35%(約 45 m²)が路地状部分です。

○○台 物件番号

3,960 万円

- 交通/○○線○○台駅6分
- 所在/○○市○○
- 土地/130.00m² (正味)
- 用途/第1種低層住居専用地域
- 建容/40/80
- 地目/宅地

6分

○○○公園まで10分
△△台公園まで15分 <仲介>

ポイント

1. 特定事項の明示義務とは



- ①一般消費者が通常予期することができない不動産の地勢、形質、立地、環境等に関する事項や、取引の相手方に著しく不利益な取引条件については、「見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい色彩の文字により、分かりやすい表現で明りょうに表示」する必要があります。特定事項の明示義務と言われるものです。
- ②明示義務があるのは、規則 9 条に列挙されている 16 項目です。
- ③見やすい大きさとは原則として 7ポイント以上の大きさをいいます。

2. 広告作成にあたって特に注意を要する事項です

- ①首都圏公取協のHPの「公正競争規約違反等に対する措置」を見ても特定事項の明示義務の記載もれで違約金課徴等の措置を受ける例が多いようです。(首都圏公取協HP <http://www.sfkoutori.or.jp/>)
- ②特定事項として明示しなければならない事項は、物件価格に直結する事項ですから、表記がないと不当表示となるだけでなく、一般消費者との間でトラブルになる可能性も大きいと考えられます。

広告には中国地区不動産公正取引協議会加盟事業者の表示を！！

(社)広島県宅地建物取引業協会は、中国地区不動産公正取引協議会に加盟しております。したがって、本協会に所属している会員は同協議会の加盟事業者となります。公正競争規約第7条、必要な表示事項の広告主に関する事項として、所属団体名に加えて同協議会加盟事業者である旨の表示をする事が定められておりますので、広告を出す際は、中国地区不動産公正取引協議会加盟事業者である旨を記載してください。

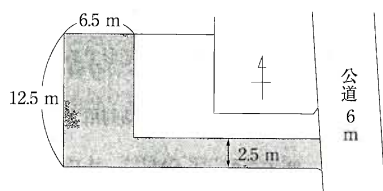


解説

敷地の形状が著しく不整形であったり、傾斜地を含んでいたりと通常の工法では建築が制限される場合などは表記が必要となります。

1. 路地状部分で道路に接する土地

- ①路地状部分のみで道路に接する土地であって、その路地状部分の面積が当該土地面積のおおむね 30%以上を占めるときは、路地状部分を含む旨及び路地状部分の割合又は面積を明示しなければなりません。



左図の区画は、敷地面積 130 m²のうち、概ね 35% (約 45 m²) が路地状部分になっているのでその旨及び面積の表示が必要です。

正しい表示例: 敷地面積 130 m²。うち約 35% (約 45 m²) は路地状部分

- ②宅地だけでなく、戸建住宅(新築、中古を問わない)の広告においても、路地状部分が 30%以上占めるときはその旨表示する必要があります。

2. 著しい不整形地

- ①土地の有効な利用が阻害される著しい不整形地はその旨を明示する必要があります。

正しい表示例: 敷地面積 160 m²。(地形: ほぼ三角形)



区画が著しく不整形な場合には、広告に明示する必要があります。



※実測図ではありません
A区画とB区画に分かれている(飛び地になっている)ことがわかるように表記する必要があります。

- ②区画自体は整形であっても、地盤面が二段以上に分かれている等の著しく特異な地勢の土地についても、その旨を表示する必要があります。

正しい表示例: 売地。面積 250 m²。ただし、2 段宅地(100 m²部分と 150 m²部分の高低差約 2m)

- ③更地だけでなく、土地付住宅の広告においても、敷地が不整形であればその旨表示する必要があります。
④著しい不整形地にあたるか否かは、客観的にみて土地の有効利用が阻害されるかどうかで判断されます。

実務のポイント！！

区画図を広告で表示すれば、特定事項の明示義務を満たしたことになります。

- 「著しい不整形地」に該当するかどうかは判断に迷うところです。迷った場合には「不整形地」と表記した方が、一般消費者にとっても親切です。もちろん規約違反に問われることもありません。
- 不整形地かどうか迷った場合には「区画図を広告に掲載する」という方法もあります。文字で「不整形地」と書かなくても、正しい縮尺の区画図を表示すれば、規約違反にもなりませんし、一般消費者にもきちんと伝わります。

3. 傾斜地を含む土地

①傾斜地を含む土地で、次のいずれかに該当するものについては、「傾斜地を含む旨」と「傾斜地の割合又は面積」を明示しなければなりません。

(ア)傾斜地の割合がおおむね30%以上を占める場合。

但し、分譲マンション及び別荘地等については、表示する必要はありません。(地勢を考慮して建物が建築されて引き渡されるからです)。

(イ)(傾斜地の割合が30%未満だとしても、)傾斜地を含むことにより土地の有効な利用が著しく阻害される場合。

この場合も、分譲マンションについては、特に表示する必要はありません。

正しい表示例:土地面積/250㎡。(傾斜地 50%含む)

実務のポイント！！

媒体によっては30%未満でも傾斜地の表示をする必要があります。規約上は傾斜地の割合が30%未満の場合には(土地の利用が著しく阻害される場合でない限り)傾斜地について表示する必要はありません。

しかし、媒体によっては掲載基準で30%未満でも傾斜地の表示が必要となる場合もあります。

4. がけの上、がけの下にある土地

①取引の対象となっている部分に傾斜地が含まれていなくても、擁壁に覆われていない、むき出しのがけの上や下にある土地であれば、そのことを表示しなければなりません。

②自治体によっては「がけ条例」を定めていて、建築が制限されることもあります。

③がけ条例による建築制限の範囲は、地方公共団体によって異なります。



実務のポイント！！

媒体によっては、「建築制限あり」の表記が必要となります。


規約上は「がけ上(下)」と表記するだけで、媒体によっては「がけ上(下)につき建築制限あり」と表記する旨表示することを求めている媒体もあります。単にがけ上(下)にある、ということだけでなく、はっきりと「建築制限がある」と表記した方が一般消費者にきちんと伝わるからです。

【解答】

路地状敷地である旨の表示がもれています。

「土地/130㎡」のあとに「うち約35%(約45㎡)は路地状部分」の表記が必要です。

※次回は、特定用語の明示義務～その2“道路関係”について取り上げます。

 参考文献：『トラブル予防！不動産広告表示の実践実務』（平成21年3月31日発行）
編集・発行：全宅連

※「不動産公正競争規約」下記ホームページより無料で入手可能です。

広告作成に当たっては必ず、規約をご覧頂き作成を行って頂きますようお願いいたします。

不動産公正取引協議会連合会HP http://www.rftc.jp/kiyak/kiyak_menu.html

お悩み解決! 相談窓口道しるべ NO.6



様々な悩みを解決できる糸口に繋がるかもしれません。会員の皆様だけでなく、一般消費者やお知り合いの方にもご案内ください。今回は、広島つくしの会をご紹介します。

今回のご紹介は・・・広島つくしの会（クレジット・サラ金被害者の会）

【所在地】〒730-0012 中区上八丁堀 8-6（長束ビル 3階）

電話 (082)221-6433・(082)223-0140

【相談日時】月～金曜日 午後1時～5時

【相談業務内容】

現在、社会問題となっているクレジットやサラ金を利用したばかりに困っている利用者やその家族に対して、クレジットやサラ金と縁を切り、健全で平和な家庭生活をとりもどすためのアドバイスを行います。

【相談料】無料

【相談方法】電話で予約のうえ、来所してください。

なお、来所の際には、クレジットの契約書やサラ金業者からの借用書、領収書等を持参してください。

【ホームページ】全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会 <http://www.cre-sara.gr.jp/index.html>



MAP

(社)広島県宅地建物取引業協会 本部・支部 無料相談のご案内

不動産について、あらゆる疑問やトラブルの解決策等、不動産取引に関する、あらゆる相談に応じています。相談は一切無料です。また、電話での不動産相談も受け付けています。(混雑する場合は、お繋ぎできない場合がございますので、ご了承ください。)詳しくは、宅建協会ホームページ <http://takken.fudohsan.jp/> をご覧ください。

広島ご当地グルメ店

“やきやき亭” 美味しいお肉を安く、楽しく食べてください!

- ◆住所 広島市東区光町2丁目13-14東消防署隣
- ◆TEL (082)263-0143
- ◆アクセス JR広島駅新幹線南口から徒歩5分
- ◆営業時間 AM11:00～PM2:00
PM5:00～PM11:00(夜 要予約)

お薦めメニュー

★焼肉コース定食(昼限定) 1,000円

コースがジューシーでとっても柔らかい(^_^)(驚)。五目野菜・キムチ・スープ・ライス・サラダ・コーヒーがついて、ボリューム満点。

安くておいしいこの価格は絶対満足です。

★豆腐チゲ 600円

チゲには味噌が入っています。味噌の味が濃厚で、辛いだけのチゲではありません。

スープが美味しい!



MAP



豆腐チゲ



焼肉コース定食





広島宅建協会会員様限定

サービスのご案内

紹介業務提携についてのご案内

中国新聞の購読者を是非ご紹介下さい！

お客様に中国新聞の購読を勧めていただき、契約されたらご紹介手数料をお支払いします。
取次店ご希望の方は、お気軽に下記までお問合せください。

- 新規購読者の紹介手数料： **1,500円**
(支払対象：中国新聞の朝夕刊セット、朝刊、夕刊)
- 試読紙(無料サンプル紙)の紹介手数料： **315円**
(支払対象：朝刊)

※1件あたりの紹介手数料で税込表示です。

【お問い合わせ先】中国新聞企画サービス

TEL：082-236-2230 FAX：082-295-2700



会員様への特典

紹介業務提携についてのご案内

ご紹介いただいた会員様へ販売価格の **8%** を紹介料としてお支払します！

実はお得な
太陽光発電！
無料シミュレーション受付中

太陽光発電って金額は？
太陽光発電の補助金っていくら出るの？
太陽光発電とオール電化にしたら我が家の光熱費は？
シミュレーションしてみませんか？ご相談お待ちしております。

〒731-5115
広島市佐伯区八幡東3丁目29-12-5

菱電株式会社
tel 082.929.4121
fax 082.929.0231

一人一人の最良のご葬儀を・・・

広島宅建株式会社提携企業

創業以来の信頼と実績で、家族葬から社葬までご予算の範囲内で最大限の努力をさせていただきます。

株式会社 **大田葬祭**

社団法人広島県宅地建物取引業協会 会員様の福利厚生をはかる為に各種サービスをご用意いたしました。
会員の皆様のお力添えになれば幸いです。協会加盟会社の家族、社員、社員のご家族の方が対象となります。



【会員様特別割引価格】基本葬儀価格の20%引 (大田葬祭施行時) 生花 通常価格の10%引
花輪 通常価格の20%引

当社葬儀式場「**大田会館**」(通夜宿泊可)
●その他、市内各地の契約式場も利用できます。
●ご自宅、集会所、お寺でのご葬儀もご相談ください。
利用可能なエリア：広島市内及びその近郊

※上記以外の地域・施行内容につきましては、全日本葬祭業協同組合連合会に加盟する業者をご紹介させていただきますが、割引率が同一にならない場合がございますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

フリーダイヤル：01 20-251-8444 (24時間受付)
〒734-0015 広島市南区字品御幸3丁目7-42
詳しくはHPをご覧ください <http://www.ota-sousai.jp>

お知らせ

『登録実務講習』・『登録講習』のご案内～12月2日より受付開始

(財)不動産流通近代化センターの平成22年登録実務講習・登録講習が12月2日より受付開始します。
 広島会場開催決定！
 詳しくは、下記 ホームページをご覧ください。

■お問い合わせ先：
 (財)不動産流通近代化センター
 ホームページ <http://www.kindaika.jp/>

登録講習の王者・近代化センターと
 宅建指導の王者・住宅新報社が
 タッグを組みました。

強そうです。

宅建試験5問免除。
 信頼と実績で合格サポート。

平成22年 宅建業従業者のための
登録講習

平成21年12月2日(水)受付開始 受講資格

不動産主要5団体も
 対応しています。

主催 (財)不動産流通近代化センター
 協賛 株式会社 住宅新報社
 TEL.03-5843-2077
<http://www.kindaika.jp/>

実務講習創設時より38万人強の受講者実績
 (財)不動産流通近代化センター
 ×
 50年間の宅建受験指導実績
 (株)住宅新報社

信頼と実績の2団体が
 あなたのスキルアップを万全サポート!

キャリアへ、一直線。

実務講習20年超、受講生38万人に選ばれたサポート実績

平成22年「宅地建物取引主任者」登録のための
登録実務講習

平成21年12月2日(水)受付開始

不動産主要5団体も
 対応しています。

主催 (財)不動産流通近代化センター
 協賛 株式会社 住宅新報社
 TEL.03-5843-2076
<http://www.kindaika.jp/>



あなたの取引主任者証の有効期限は大丈夫ですか？

(有効期限の6か月前から受講できます)

下記のとおり法定講習会を開催します。主任者証の有効期限の近づいている方には、事前にご案内をしますので、ご確認ください。申込の際には、受付期間中に受付を行ってください。

	講習日	受付期間	場所
第13回	22.1.22(金)	21.12.21(月)～12.25(金)	広島県不動産会館(広島会場)

【お申込み場所】
 ・広島県不動産会館(広島市中区昭和町1-5 TEL082-243-0011)

- 【お申込みに必要なもの】
- ① 宅地建物取引主任者交付申請書
 - ② 印鑑(認印可)
 - ③ 受講料/11,000円(おつりの出ないようお願いします)
 - ④ 広島県収入証紙/4,500円(宅建協会本部にて販売)
 - ⑤ カラー写真/3枚(縦3cm×横2.4cm)



お申込みの前に取引主任者証の登録事項の変更をしてください！

取引主任者として県に登録されている方は、登録をしている下記4項目に変更があった時には、遅滞なく住所を管轄する建設事務所に登録の変更を申請しなければなりません。住所変更の届出をしていない方は案内が届かないこともあります。

- ①氏名(戸籍抄本)
- ②住所(住民票又は戸籍の附票)
- ③本籍(戸籍抄本)
- ④業務に従事する宅建業者に関する事項

※()内は添付書類です。また①②については、「書換交付申請書」も必要です。
 なお、外国籍の方は外国人登録証明書が添付書類として必要となります。

管理会社様の業務軽減のお手伝いをする 家賃債務保証サービスです。



煩雑な業務の手間を軽減

ケース①：「管理戸数が増え、業務が煩雑になっている」という場合

家賃債務保証サービスを導入することで、督促業務が軽減でき、仲介店への営業やオーナーへの入居促進の提案に一層注力できます。また数百数千人分の家賃は当社から一括立替払いされるため、個々の入金確認（滞納の有無）等の煩雑な業務が簡素化できます。家賃に関しても、滞納の有無にかかわらず前月27日に当社から管理会社様へ全額立替払いされるため※余裕のある確実なオーナー送金が可能となります。

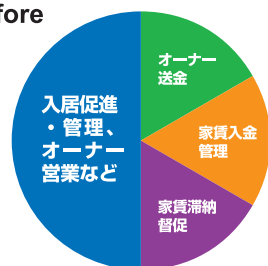
※ 延滞3ヶ月間は管理会社様に家賃を代位弁済しますが、明渡し訴訟の必要要件を満たすために、4ヶ月目以降は家賃支払を一時的に3ヶ月間、停止させて頂きます。

ケース②：「売買中心で少し管理物件があり手間になっている」という場合

意外と手間のかかる賃貸管理ですが、毎月の入金確認・督促業務が軽減できますので、これまで通り売買に注力しながら賃貸管理を行うことが可能です。

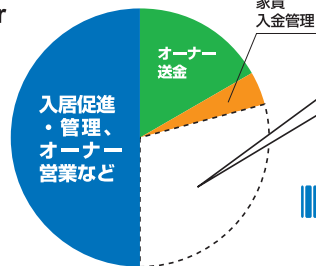
保証サービス導入前

Before



保証サービス導入後

After



督促業務をアウトソーシングし、さらに入金業務も軽減できるため、**注力したい他の業務に専念できます。**



RECRUIT
FORRENT INSURE
弊社にてご対応いたします。

商品概要

初回保証委託料	月額賃料等の50% (最低保証料 20,000円)		
継続保証委託料	10,000円/2年ごと	保証期間	ご契約からご退去まで
保証限度額	賃料の48ヶ月相当額	取扱事務手数料	初回保証委託料の10%
保証内容	■延滞賃料 ■法的手続きに関する費用 ■残置物処理等に関する費用 ■原状回復等に関する費用 ※		

※ 東京都都市整備局が作成した「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」に準拠して、賃借人負担として当社が合理的と判断した範囲が保証対象となります。

商品に関する
お問い合わせ

RECRUIT
FORRENT INSURE

株式会社 リクルートフォレントインシュア
関西支社 担当者：伊勢川（イセカワ）
TEL.06-6455-5938

RECRUIT
FORRENT INSURE



会員の動き

新入会者

①代表者②専任主任者③主な業務④一言

平成 21 年 9 月 16 日～平成 21 年 10 月 14 日

	<p>(株)テクシード(東支部) 所在地: 広島市東区戸坂新町 2-43-1 免許番号:(1)9780 TEL:(082)516-1070 ①奥河内 博夫 ②奥河内 史明 ③売買 ④当社は RE:FACTORY 事業部で、リノベーションを行っております。平成 21 年 9 月には「第 26 回住 まいのリフォームコンクール」で優秀賞を受賞しました。モデルルームをご覧ください。 また、本業の建設業では、マンションの外壁改修及び建物調査を行っております。</p>
	<p>(株)ささべ不動産(北支部) 所在地: 三次市東酒屋町 306-48 免許番号:(1)9787 TEL:(0824)64-7650 ①②砂古 麻衣子 ③売買仲介 ④この度は、宅建協会に入会させていただき、ありがとうございます。協会の皆様のご協力があつて こそと、感謝いたしておりますので、今後共、よろしくお願ひします。</p>
	<p>メディアホーム(福山支部) 所在地: 福山市春日町 6-6-20 免許番号:(1)9771 TEL:(084)941-8853 ①小田 隼人 ②道上 彰 ③賃貸仲介・管理 ④趣味:ドライブ・釣り・野球。この度は宅建協会に入会させていただきありがとうございます。 まだまだ若輩者で経験不足ではありますが、お客様・オーナー様の希望、ご期待にこたえられるよ う頑張っていきたいと思ひます。皆様方のご指導の程、よろしくお願ひします。</p>
	<p>(有)豊田地所(福山支部) 所在地: 福山市草戸町 2-1-40 免許番号:(1)9775 TEL:(084)917-5961 ①豊田 三典 ②豊田 裕之 ③賃貸仲介 ④賃貸を中心に頑張っていきたいと思ひます。 ご指導よろしくお願ひします。</p>

新入会者

支部	商号	代表者	取引主任者	免許番号	事務所所在地	TEL
西	(株)東洋高圧	野口賢二郎	野口賢二郎	(1)9785	広島市西区楠木町 2-1-22	(082)237-6255

会員権承継者

支部	商号	代表者	免許番号	事務所所在地	TEL	理由
中	(株)グランドコミュニ ティー	箕島 達巳	(1)9793	広島市中区上八丁堀 4-1	(082)511-8310	大臣→知事
西	(株)日本アイコム	野上 和政	大臣 (1)7913	広島市西区庚午中 4-10-7	(082)507-5566	知事→大臣

宅建ひろしま 11月号

変 更					
支部	商 号	代 表 者	変更事項	新	旧
中	(株)トータテハウジング	川西 祐二	取引主任者	(削除)	山岡 靖典/江草 正行 野上 修
	アイスタイル(株)	石原 健	FAX	(082)236-3388	(082)241-3355
	(株)たきのぼり不動産	平岡 誠治	FAX	082-221-5050	082-221-5185
	(株)光和地所	大江 和幸	所在地	広島市中区南竹屋町 4-16 メゾン北浦 1F	広島市中区袋町 9-3 並木ヒルズ 301
	(株)アセット	田中 貴	商号	(株)アセット	(有)アセット
	(株)グランドアメニティ	卜部 清和	代表者	卜部 清和	先城 実
	トータテ不動産コンサルティング(株)	向井 昭濤	取引主任者	馬渡 洋光	田原 穂積
	(株)タイセイ・ハウジー 広島営業所	赤間 敏雄	取引主任者	(削除)	大住 昌範
西	関西土地建物(株)	新本 康弘	代表者	新本 康弘	新本 弘
	(株)東邦企画	斉藤 勝彦	メール	tohokikaku@rose.plala.or.jp	(追加)
	オレンジハウス(株)	山本 博通	所在地	広島市西区草津新町 1-15-9	広島市西区草津新町 2-5-24-201
北	(有)おおぞらパートナーズ	森岡 申明	TEL/FAX	(082)205-3336/205-7904	(082)874-5481/874-5481
	メール		ozora-p@ac.auone-net.jp	(追加)	
	トータテ住宅販売(株) 北営業所	山下 敏夫	取引主任者	(削除)	川崎 佳之/荒神 泰治
佐伯	(株)ユウアイ地所	大田 チカ	取引主任者	岡 周平	(追加)
	トータテ住宅販売(株) 西営業所	山下 敏夫	所長	川崎 佳之	張本 堯
	取引主任者		川崎 佳之	張本 堯/上清水 裕一	
安賀	ユウホーム(株)	森本 勇	FAX	(0823)82-7384	(082)855-2260
	(有)まるたか開発	山本 聡	取引主任者	丸山 峰子	生塩 悠希
	(株)ハウステック	為岡 清登	代表者	為岡 清登	宮脇 正雄
	(有)日建ハウス	中村 康子	取引主任者	中村 武志	中村 康子
	トータテ住宅販売(株) 東広島営業所	山下 敏夫	所長	田仲 陽一	田原 千歳
			取引主任者	田仲 陽一	田原 千歳
	トータテ住宅販売(株) 東営業所	山下 敏夫	取引主任者	(削除)	門田 隆/田仲 陽一
福山	(株)オキ 福山支店	沖 裕人	支店長	畠山 祐吾	杉原 正安
	誠和建設(株)	延平 典嗣	代表者	延平 典嗣	児玉 和治
尾道	城南不動産(有)	岡野 悟己	代表者	岡野 悟己	岡野 敏郎
			取引主任者	田中 一郎	岡野 敏郎
			TEL	(0845)22-6252	(0845)22-0718

支部	商号	代表者	変更事項	新	旧
尾道	(株)ステージ	曾我部 正	代表者	曾我部 正	佐々木 園子
	(株)さざなみ不動産	大野 幸雄	取引主任者	大野 幸雄	角田 繁穂
呉	(株)不動産情報センター ー 呉支店	藤田 孝博	支店長	丸澤 栄二	西原 秀昭
			取引主任者	丸澤 栄二	西原 秀昭
西 ↓ 北	(有)小山ランド	小山 直樹	所在地	広島市安佐南区毘沙門台 2-17-3	広島市中区寺町 2-2
			TEL/FAX	(082)879-1531/879-0119	(082)291-0655/291-6711
東 ↓ 安賀	大京不動産	西村 孝男	所在地	安芸郡海田町稲葉 2-16	広島市南区東雲 1-20-23-102
			TEL/FAX	(082)822-0859/847-5705	(082)283-1889/283-1885

退 会

支部	商号	代表者	免許番号	支部	商号	代表者	免許番号
東	(株)コラボ	桑原 明夫	(1)9776	福山	(株)曙不動産 御幸営業所	川相 誠司	(8)5250
北	(株)川本建築企画	川本 昭彦	(1)9553		大幸不動産商会	渡辺 猪熊	(13)794
佐伯	(株)胡子不動産商 事 五日市駅前店	牛尾 洋一	(11)2154	呉	(株)正化不動産	狩尾 順子	(6)6860
	(有)くら前不動産商 事	森槌 重行	(6)6882		山城屋不動産	土谷 顕禎	(1)9288
					(株)エムケイ興産	宮下 佳昌	(1)9259

会員名簿の訂正（御願い）

『平成 21 年会員名簿』の下記の件につきまして誤りがありましたので、お詫びして訂正致します。
併せて、会員名簿の訂正もお願いいたします。

支部	頁	行	商号	訂正項目	正	誤
中	60	3	(株)トータテ	取引主任者	平原 博孝	田中 弘志 加藤 直己
中	64	1	ひろしま信愛不動産(株)	取引主任者	時數 将司 田中 康行 戸田 博	時數 将司 田中 康行 小谷 泉
中	65	12	(株)プランニングサプライ	取引主任者	本人 岡田 隆也	本人
中	67	12	万喜商事	取引主任者	脇坂 恵麻	田邊 恵麻
三原	267	2	(株)大企	退会		



ご意見・ご要望があれば
本部までお願いします！

監修 村石・下岡・岡本
宅建ひろしま 編集員 山下・田淵・宗平・下野
TEL (082) 243-0011



支部だより

支部からこんにちは～！

中支部ってこんな支部

～NO. 9 中支部～

ひろしま中支部は中区の白島北町から千田町まで、文字通り広島県の中核、広島市の中心にあります。“政治、行政、ビジネス、文化”は昼の顔としてその役割を果たしていますが、娯楽、飲食、社交の場も中国、四国一の歓楽街で頑張っています。

支部活動としては、パソコン教室、全会員による研修バス旅行、懇親ビアガーデン、法律無料相談会のほか、他県の支部への積極的なアプローチで情報の収集と知識の研鑽に努めています。

白島地区ボランティア活動

元、広島県警刑事課長 小原治朗さんの提唱で、白島小学校区の防犯活動に協力しています。地元、松一商事の松元氏が継続的に参加し、実績をあげています。



見勢本支部長が 国土交通大臣表彰を受ける

松尾会長の推挙をはじめ皆様のあたたかいご支援で荣誉に浴しました。感謝申し上げます。



祝・国土交通大臣表彰・見勢本浩一様
平成27年9月8日 長 工藤一（プロイナル）氏
広島県建設教育協会中支部理事一同
広島県建設教育協会中支部理事一同

中支部の活動

法律無料相談会

法律無料相談会は年2回から3回に増やした。税務相談会も定着させたいです。

有力他県の協会研修

第1回の東京から始まり、先進的な協会運営の実績を上げている、静岡・福岡・神奈川・愛知の各県で実態を学ぶことができました。現在の広島宅建のスタートに寄与しています。

パソコン教室

袋町の市民プラザ6階を教室として初級、中級の講習会を開いています。夜間の6時から8時半の時間が好評で全体のレベルアップに繋がっています。



バス研修旅行

大型バス2台を連ねてここ数年、高知、宝塚、阿蘇と回ってきたが、平素、目にすることのない不動産取引の実務のビデオによる車内研修は役立つことが多いと好評です。



懇親ビアガーデン

毎年、三越の屋上で、8月の第1週に行っている。

ビールを飲みながらの情報交換は暑いながらも定着してきました。

割安で飲み放題なので、今年は140名の参加をいただきました。



薬研堀が明るくなりました！！



流川・薬研堀地区では、健全で魅力的なまちづくりのため歩きやすい歩行空間、安心・安全な環境づくり、魅力的な商業地の形成の施策を展開しています。

当協会では協議会構成団体として代表が各支部に参加しています。

一度食べにきんさい！

グルメ情報！



広島の食べ物では、お好み焼きが一番ですが、つけ麺も根強い人気を保っています。

地蔵通りの“ばくだん屋”はときに行列が出来るほどの人気です！！

住所：広島市中区富士見町6-13 TEL：082-245-5885

ホームページ：<http://www.bakudanya.net/>



社団法人広島県宅地建物取引業協会 中支部
広島市中区昭和町11-5 4F

TEL 082-246-7371 FAX 082-246-8042

HP: <http://naka.fudohsan.jp/>

支部長：見勢本 浩一

原稿作成者：岡本・重本 支部職員：堀

HELLO! 会員さん!

今回は中支部です! VOL.79

(取材同行いただきましたのは、中支部 水野流通広報委員長です!)

(株)船井財産コンサルタンツ広島

所在地：730-0051 広島市中区大手町 5-2-22-9F

ホームページ：http://www.funai-zaisan.com

免許番号(2) 8877

TEL 082-544-0271

メールアドレス：info@funai-zaisan.com

代表者 齋藤 成一 氏

FAX 082-249-7070

★会社名の由来

本部は東京。全国的に事務所があり、コンサルタントの重鎮である船井幸雄氏が創業した船井総研の関連会社としてスタートしました。中国地方では広島・鳥取・島根に事務所があります。不動産のみならず多方面にわたるコンサルタント業務を行い、地域貢献に努めています。(個人財産・法人財産・不動産運用コンサルティング等)。

会社の母体が税理士事務所ということもあり、不動産については、相続対策、不動産の有効利用など税務面からもサポートしています。また、グループ会社で福祉事業もっており、例えば医療ビルを建てたいということがあれば、それぞれの得意分野を生かし支援していくことなど、トータルサポートを行っています。

★事務所のアピール

「地域経済社会のサテライトステーション」を理念としています。サテライトステーション＝衛星ですが、渦がまいたら渦の中に巻き込まれることもあります。ちょっと高めに見てベストな方法をご提供し、地域の財政の活性化させていただければと思います日々業務に取り組んでいます。

★最近感動したことは?

サンフレッチェ広島(サッカー)。どの選手も素晴らしいですが、その中でも特に佐藤寿人選手に感動をもらっています。彼はサンフレッチェ広島のキーマンで日本代表にも選出されました。J1に入らないと日本代表にもなれない・・・というジレンマの中でもあえてJ2に残り、最近またJ1に昇格し、チームのために戦ってくれる素晴らしい選手の一人です。彼は広島出身ではないですが、サンフレッチェ広島を大事にしてくれていることにうれしく思います。

★趣味・特技

サッカー観戦。話題作の映画鑑賞。スキー(社長様)。スキーインストラクター。雪国出身なので冬の帰省の際にはスキーを楽しみます(今井様)。野球観戦(カープファン)(川淵様)。

★座右の銘・好きな言葉

「継続は力なり」。着手しても、ある一定期間継続できるかどうかにかかっているかと思います。これは大きなテーマだと思えます。継続し続けていると、また新たな発見があると思えます。

★ひとこと

最近空き地ができると100円パーキングになります。地主さんに対してきちんと提案ができていないのだと思います。結果として街の風景や情緒も変わり、活性化も衰えていきます。100円パーキングは便利な面もありますが、街全体を見たときに寂しいと感じることがあります。地域に貢献できるような事業も含めた土地の有効活用ができればと思います。

★地域のアピール!

タカノ橋商店街! 商店街内にある喫茶店「ぶらじる」は、日本で初めてのモーニングサービスを開始した有名な店ですし、インド料理店もあります。現在、比治山大学の学生さんによるイベントもあります。近くにある「四川麻婆專家 辣辣 -LaLa-」という麻婆豆腐専門店の店がお勧めです!



(株)愛住企画

所在地：730-0004 広島市中区東白島町 15-2

ホームページ：http://www.aijyu.co.jp/

免許番号(4) 8018

TEL 082-502-8899

メールアドレス：info@aijyu.co.jp

代表者：池見 敏幸 氏

FAX 082-502-8915

★会社名の由来

電話帳で「ア」から始める社名がよいということ。

「住まいを愛する」ということで、お客様にもわかりやすい会社名がよいと思いました。

★事務所のアピール

メインは管理業・賃貸仲介などです。それに付随して家具付きのマンションなど行っております。常に大きな声で対応することを心がけています。

★最近感動したことは?

野球です。今シーズン、新球場であれだけ盛り上がりお客さんもたくさん来場したことは本当に素晴らしいことです。仕事の合間ではなかなか行くことができなかったですが、家族で1回は観戦できたのでよかったです。

★趣味・特技

ゴルフです。以前は付き合い程度でしたが、最近は自分から進んで計画しています。月3回ほど、だいたい大家さんと一緒に行くことが多く、良いコミュニケーションになっていて楽しいです。その他、ジョギング(週1回)です。

★座右の銘・好きな言葉

「明るい 店には 幸せの 泉わく」...お客様からいただいたものです(左写真参照)。この言葉を大切にこれからもがんばっていききたいと思えます。

★ひとこと

気楽に立ち寄っていただけるような店の雰囲気づくりに努めていますので、コーヒーでも飲みに来てください。(^^)よろしくお願ひします。



地域のアピール!

高級感のある町、広島駅にも近い! 近くに広島城もあります。市内電車100円で市内に行けますので、魅力的な白島町です。

会員さんありがとうございました!

次回は東支部の予定です。

(取材者; 本部事務局)

不動産オンライン広島が変わります。

2010年 春
リニューアル!!



<http://www.fudohsan.jp>

不動産オンライン広島 検索

ネーミングも変わります。

人と住まいをつなぐ、安心と信頼のハトマーク。

社団法人 広島県宅地建物取引業協会